

監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表について

監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、地方自治法第199条第14項及び八尾市監査基準第17条の規定により当該措置の内容を次のとおり公表します。

令和8年2月5日

八尾市監査委員	浅川昌孝
同	木虎孝之
同	五百井真二
同	木村健二

記

1 措置の内容の通知

令和5年度定期監査（健康福祉部）の結果に対する措置

令和8年1月22日付け 八健地第1316号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の内容については、市役所本館3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

令和5年度定期監査（健康福祉部）の結果に対する措置の内容  
 地域共生推進課

指摘事項	R7.11.20までに講じた措置又は改善方針等		R6.8.19までの取組等の内容	
<p>1 同和更生資金貸付金の償還に係る事務について</p> <p>本貸付金については、既にその貸付制度は廃止されているが、廃止後もその未償還金の償還に係る事務を当課において行っている。</p> <p>(2) 平成24年度において、八尾市債権管理条例に定める債権放棄をすることができる要件に該当する未償還金に係る債権については、本貸付金の原資の3分の2を出資した大阪府と協議の上、これを放棄する手続が執られている。</p> <p>その後において当該手続は行われていないが、なお償還されていないものにおいて既にその債権の消滅時効の期間が経過したものや債務者が死亡しているもの等が見受けられたので、これらの状況も踏まえた上で今後の債権管理の適正を期されたい。</p>	措置状況	3. 検討中	措置状況	3. 検討中
	<p>未償還金に係る債権放棄について、貸付原資の3分の2を出資する大阪府とも協議しつつ検討しているところです。</p> <p>今後も、当該債権の状況を適切に把握しながら、その債権管理を適正に行ってまいります。</p>		<p>未償還金に係る債権放棄について、貸付原資の3分の2を出資する大阪府とも協議しつつ検討しているところです。</p> <p>今後も、当該債権の状況を適切に把握しながら、その債権管理を適正に行ってまいります。</p>	